

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 11. 確定拠出年金運営管理機関関係 新旧対照表

改 正 後	現 行
確定拠出年金運営管理機関の監督にあたっての財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の事務処理手続き等については以下のとおりとする。 なお、<u>金融庁担当課室</u>にあっても同様の取扱いを行うものとする。 1 1－5 行政処分を行う際の留意点 1 1－5－5 監督処分の通知 （１）法第 104 条第 1 項及び第 2 項の規定による監督処分を行ったときは、遅滞なく、<u>金融庁担当局長</u>に通知するものとする。 （２）法第 106 条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報を、遅滞なく、<u>金融庁担当局長</u>に対して送付するものとする。	確定拠出年金運営管理機関の監督にあたっての財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の事務処理手続き等については以下のとおりとする。 なお、<u>金融庁監督局総務課</u>にあっても同様の取扱いを行うものとする。 1 1－5 行政処分を行う際の留意点 1 1－5－5 監督処分の通知 （１）法第 104 条第 1 項及び第 2 項の規定による監督処分を行ったときは、遅滞なく、<u>監督局長</u>に通知するものとする。 （２）法第 106 条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報を、遅滞なく、<u>監督局長</u>に対して送付するものとする。